（別表２）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
［債務者が中小企業者である場合］

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末	平成24年12月末	平成25年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数														
うち、実行に係る貸付債権の数														
うち、謝絶に係る貸付債権の数														
うち、審査中の貸付債権の数														
うち、取下げに係る貸付債権の数														

第６　法第５条に基づく措置の実施状況（別表３及び別表４）

（別表３）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
［債務者が住宅資金借入者である場合］

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末	平成24年12月末	平成25年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額														
うち、実行に係る貸付債権の額														
うち、謝絶に係る貸付債権の額														
うち、審査中の貸付債権の額														
うち、取下げに係る貸付債権の額														

（別表４）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
［債務者が住宅資金借入者である場合］

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末	平成24年12月末	平成25年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数														
うち、実行に係る貸付債権の数														
うち、謝絶に係る貸付債権の数														
うち、審査中の貸付債権の数														
うち、取下げに係る貸付債権の数														

別紙様式第11号第５及び第６記載上の注意３中「別表５」を「別表３」に改め、同記載上の注意中６を削り、７を６とし、８から12までを７から11までとし、同記載上の注意13中「平成24年９月末」を「平成25年９月末」に改める。

附　則

１　この命令は、公布の日から施行する。

２　この命令による改正後の労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令（以下「新令」という。）第十一条第１号の規定は、平成二十四年四月一日以後の各期間に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「法」という。）第八条第１項の規定による報告について適用し、同日前の各期間に係る同項の規定による報告については、なお従前の例による。

３　新令別紙様式第１号及び第二号は、平成二十四年四月一日以後の各期間に係る法第七条第１項の規定による説明書類の作成（同条第二項の規定により規定する電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。）の作成を含む。以下同じ。）及び法第八条第１項の規定による報告について適用し、同日前の各期間に係る法第七条第１項の規定による説明書類の作成及び法第八条第１項の規定による報告については、なお従前の例による。

○内閣府令・農林水産省令第六号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第七条第１項及び第八条第１項の規定に基づき、農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部を改正する命令

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令（平成二十一年内閣府農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第１号中「（農水産業協同組合が申込みを拒否した場合又は申込みをした者が当該申込みを取り下げた場合にあっては、その主な理由を含む。）」を削る。